

体育・スポーツ研修会等の支援 実施要領

長野県生涯学習推進センター

1 目的

県民一人ひとりの生活や心をより豊かにするといった「ウェルビーイング」の実現に向けて、子供から高齢者まで幅広い世代の運動・スポーツ機会の充実、体育の授業改善やスポーツ指導者の資質向上を図るため、専門主事が学校や団体等の主催する研修会、講習会、体験会等の運営の支援をします。

2 事業内容

- (1) 県民の体力向上や健康増進を目的とする研修会等
 - (2) 教職員やスポーツ指導員等の資質向上を目的とする研修会等
 - (3) ニュースポーツ・パラスポーツの普及を目的とする研修会等
- * 支援については、研修会の内容により、お断りする場合があります。

3 費用について

専門主事の支援に要する経費（旅費等）は、原則、県が負担します。

4 申請について

支援を希望する団体は、「体育スポーツ研修会等の支援申請書」を具体的な実施要項や計画等を添えて、生涯学習推進センター生涯スポーツ担当あてに提出してください。

5 決定について

生涯学習推進センター所長は、支援の決定について検討し、支援が適当と認める場合には、申請団体に対して、決定通知を送付します。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。